

【確認変更必要書類一覧】

施設型給付幼稚園用

変更事項			注意事項	提出期限	届出・申請様式		必要書類
					確認 変更申請	確認変更届	
施設に関する変更	(1)	名称	※事前に神奈川県と調整してください。 ※類似した名称がないか確認してください。 ※運営規程の変更も必要です。	変更日から10日以内	—	8号	① 運営規程の写し【变更后】 ② 神奈川県の変更通知の写し（または神奈川県の受理印がある変更届の写し）
	(2)	住居表示等に伴う所在地	※事前に神奈川県と調整してください。 ※住居表示の実施等により移転せずに所在地の表示が変更になる場合です。 ※移転して改築する場合は、(3)に該当します。 ※運営規程の変更も必要です。	変更日から10日以内	—	8号	① 住居表示通知書の写し ② 運営規程の写し【变更后】 ③ 神奈川県の変更通知の写し（または神奈川県の受理印がある変更届の写し）
	(3)	施設規模 （園舎、敷地及び屋外遊戯場の面積の増加等）	※事前に神奈川県と調整してください。	変更日から10日以内	—	8号	① 配置図（屋外遊戯場面積が確認できるもの）、平面図、立面図 【各々、変更前・後のもの】 ＜図面の種類及び記載事項＞ ○配置図（建物の配置及び園庭が記載された敷地図） ・園庭面積が記載されていること。（求積図でも可） ○建物の平面図 ・各保育室・遊戯室の面積が記載されていること。 （室数・面積が施設概要書と一致することをご確認ください。） ・各保育室に利用する年齢・人数が記載されていること。 （合計人数が収容定員と一致することをご確認ください。） ○建物の立面図（複数建物がある場合は、建物ごとに） ② 現地写真 ③ 神奈川県の変更通知の写し（または神奈川県の受理印がある変更届の写し）
	(4)	園長 （その氏名、生年月日、住所）	※事前に神奈川県と調整してください。		—	8号	① 新園長の履歴書（変更日時点のもの）※指定様式 ② 幼稚園教諭免許及び保育士証の写し ③ 職員名簿（変更日時点のもの）※指定様式 ④ 神奈川県の変更通知の写し（または神奈川県の受理印がある変更届の写し）
	(5)	利用定員の増加	※事前に <u>子ども施設整備課</u> にご相談ください。 変更後の利用定員が適正か事前に確認します。 ※運営規程の変更も必要です。	変更日の3か月前まで	5号	8号	① 状況シート ※指定様式 ② 職員名簿(変更日時点のもの) ※指定様式 ③ 運営規程の写し【变更后】
	(6)	利用定員の減少	※事前に <u>子ども施設整備課</u> にご相談ください。 変更後の利用定員が適正か事前に確認します。 ※運営規程の変更も必要です。		—	8号	① 状況シート ※指定様式 ② 職員名簿(変更日時点のもの) ※指定様式 ③ 運営規程の写し【变更后】

法人に関する変更	(1)	設置者（法人等）の名称及び主たる事務所の所在地	※事前に法人の所轄庁と調整してください。	変更日から10日以内	—	8号	① 履歴事項全部証明書【変更後】 ※法務局発行原本（発行後3か月以内のもの） ② 法人の所轄庁の変更通知の写し（または法人の所轄庁の受理印がある変更届の写し）
	(2)	代表者（経営の責任者） （その氏名、生年月日、住所）	※事前に法人の所轄庁と調整してください。	変更日から10日以内	—	8号	① 新代表者の履歴書（変更日時点のもの） ② 履歴事項全部証明書【変更後】 ※法務局発行原本（発行後3か月以内のもの） ③ 誓約書 ※指定様式 ④ 法人の所轄庁の変更通知の写し（または法人の所轄庁の受理印がある変更届の写し）
	(3)	寄附行為等及びその登記事項証明書	※事前に法人の所轄庁と調整してください。	変更日から10日以内	—	8号	① 履歴事項全部証明書【変更後】 ※法務局発行原本（発行後3か月以内のもの） ② 寄附行為その他の規約の写し【変更後】 ③ 法人の所轄庁の変更通知の写し（または法人の所轄庁の受理印がある変更届の写し）
	(4)	役員 （その氏名、生年月日、住所）	※事前に法人の所轄庁と調整してください。	変更日から10日以内	—	8号	① 役員一覧【変更前・変更後】※指定様式 ② 誓約書 ※指定様式 ③ 法人の所轄庁の変更通知の写し（または法人の所轄庁の受理印がある変更届の写し）
その他	(1)	給付費等の請求に関する事項	※振込口座の名義等の変更	10日以内	kintoneの「給付費等請求に係る回答アプリ」より変更箇所を入力し、保育・教育給付課宛てにご提出ください。 なお、ご不明な点がございましたら、保育・教育給付課へお問い合わせください。（TEL 045-671-0202）		

※上記の必要書類の他、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。